

## 広告の募集について

渋谷区社会福祉協議会ではホームページのトップ画面に掲載する広告主を募集しています。

広告の掲載スペース  
トップページ下段

掲載料金（税別）

1 か月	10,000 円
6 か月	55,000 円
12 か月	105,000 円

募集件数  
若干数

- ・サイズ縦 60 ピクセル×横 340 ピクセル
- ・データ形式 GIF もしくは JPEG（アニメーション不可）
- ・データ容量 25KB 以内

掲載の基準

渋谷区社会福祉協議会ホームページ広告取扱要綱の基準に基づき、掲載を行います。

詳しくは下記の

[渋谷区社会福祉協議会ホームページ広告取扱要綱](#)をご確認下さい。

掲載についてのお問い合わせは、渋谷区社会福祉協議会総務課にお問い合わせください。

**☎03-5457-2757**

（土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く平日 9 時 0 0 分から 1 7 時 0 0 分）

社会福祉法人 渋谷区社会福祉協議会  
ホームページ広告取扱要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、社会福祉法人渋谷区社会福祉協議会（以下「渋谷区社協」）という  
が運用するホームページの画面上においての広告宣伝用の画像を掲載し、広告を掲載する  
ための取り扱い（以下「バナー広告」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載についての考え方)

第 2 条 バナー広告として掲載する広告は、渋谷区社協の広告としてふさわしい信頼性の  
あるものでなければならない。

(広告の基準)

第 3 条 広告の内容は、以下の内容に該当する者は掲載しない。

(1) 次のいずれかに該当するもの

- ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを  
提供するもの
- ウ 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
- エ 協議会の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- オ 協議会が広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしていると誤認さ  
れる可能性のあるもの
- カ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- キ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
- ク 非科学的又は迷信に類するもので、利用者に不安を与えるおそれのあるもの
- ケ 社会的に不適切なもの
- コ 国内世論が大きく分かれているもの

(2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれ  
かに該当するもの

- ア 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現  
根拠のない表示や誤認を招くような表現
- イ 射幸心を著しくあおる表現
- ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守してはいないもの
- エ 虚偽の内容を表示するもの
- オ 法令等で認められない業種・商法・商品
- カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
- キ 責任の所在が明確でないもの
- ク 広告の内容が明確でないもの

ケ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例または広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする

イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現

ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現

エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの

オ ギャンブル等を肯定するもの

カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(4) その他、会長が適切でないと判断したもの

(バナー広告の掲載場所)

第4条 バナー広告の掲載スペースについては原則として以下のとおりとする。

(1) 位置 トップページ内の渋谷区社協が定めた場所

(2) 枠数 トップページ最大4枠

(3) 規格 ・サイズ縦60ピクセル×横340ピクセル

・データ形式 GIFもしくはJPEG(アニメーション不可)

・データ容量 25KB以内

(バナー広告の掲載期間)

第5条 掲載期間は4月1日から翌年3月31日までとし、1か月単位で最長12か月まで申し込むことができる。また掲載の開始は毎月1日を基準とする。

(掲載料金)

第6条 掲載料金は以下の通りとする。

1か月 10,000円(税別)

6か月 55,000円(税別)

12か月 105,000円(税別)

(広告の募集場所)

第7条 広告の募集場所は渋谷区社協のホームページ等について行う。

(広告案の審査)

第8条 会長は、広告案が提出されたときは、その内容を速やかに審査し、必要がある場合は広告主に修正を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第 9 条 会長は、広告掲載の決定を申込者に通知した後であっても次のいずれかに該当する場合は、会長はこの決定を変更し、または解除することができるものとする。

- (1) 会長が指定する期日までに広告案を提出できなかったとき又は広告掲載料を納付しなかった場合
- (2) 第 8 条の規定による広告内容の修正を広告主が行わない場合
- (3) 広告の内容に虚偽の記載があった場合
- (4) 広告主が刑事罰に処せられた場合
- (5) 広告主、バナー広告の内容またはリンク先 WEB ページの内容等が、各種法令に違反している、あるいはおそれがあるとき、またはこの要領等に抵触するものであるときで、第 8 条の規定によっても解消できないとき
- (6) その他会長が特に広告掲載に支障があると認めた場合

(広告掲載料の還付)

第 9 条 原則、広告掲載料は還付しない。ただし、協議会の都合により広告の掲載ができなくなったときは還付することができる。

(広告料金の納入方法)

第 10 条 広告主は、前条の掲載料金について該当広告を掲載期間の開始から 1 ヶ月前までに、指定口座へ振込むか、直接事務局窓口へ納付すること。

(広告主の責任)

第 11 条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(その他)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成 29 年 11 月 1 日より施行する。

## ホームページ広告掲載申込書

社会福祉法人渋谷区社会福祉協議会 会長 殿

社会福祉法人渋谷区社会福祉協議会ホームページ広告取扱要綱の内容を了承し、以下のとおり申込みます。

広告掲載希望者	所在地		〒 -
	ふりがな 名称		Ⓜ
	代表者 ※契約権限 のある方	役職名	
		ふりがな 氏名	
	担当者	部署名	
		ふりがな 氏名	
	連絡先	TEL	
		FAX	
		メールアドレス	
	業 種		福祉・医療・教育・その他 ( )
掲載希望期間	平成 年 月から平成 年 月まで ( か月)		
掲載希望枠数	枠		
掲載希望ページの名称			
リンク先 URL			
広告の内容 (バナーの内容案を ご記入ください)			
	掲載希望の広告原稿を添付してお送りください。		

※貴社・貴団体の概要がわかる書類の添付をお願いいたします。

※広告内容の審査の結果、掲載できない場合があります。

※お申込み頂いても、既に予約が入っている場合は期間を変更していただく場合があります。